4	等級３	
	等級２	次のイ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ニ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
５及び６	等級３	
	等級２	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
７	等級３	
	等級２	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
８	等級３	
	等級２	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事

１　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、それぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

２　㈱項に掲げる工事で壁の断熱性を高める工事を含まない工事については、「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」（「天井等の断熱性を高める工事」及び「床等の断熱性を高める工事」の両方を含む工事については「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」のいずれか一方）を「壁の断熱性を高める工事」に読み替えることができるものとする。

３　㈱項に掲げる各工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事又は床等の断熱性を高める工事のうち一つ以上の工事については、㈱項に掲げる工事とみなす。

４　天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事において、発泡プラスチック保温材を用いる場合にあってはＢ種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームを用いる場合にあってはＢ種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いてはならない。

別表２中「土間床等の外周」を「土間床等の外周部分の基礎」に、「

0.47	0.51	0.58	0.58	0.58	

」を「

0.52	0.62	0.98	0.98	0.98	

」に、「

0.67	0.73	0.83	0.83	0.83	

」を「

1.38	1.60	2.36	2.36	2.36	

」に、「

0.37	0.37	0.53	0.53	0.53	

」を「

0.27	0.27	0.52	0.52	0.52

」に、「

0.53	0.53	0.76	0.76	0.76	

」を「

0.71	0.71	1.38	1.38

1.38		

」に改め、同表の一を次のように改める。

１　「熱貫流率」とは、内外の温度差１度の場合において１平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。

同表の３の次に次を加える。

４　土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表３中「土間床等の外周部」を「土間床等の外周部分の基礎」に改め、同表の２中「方法をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同表の３中「以下同じ。」を削り、同表の５中「鉄筋コンクリート造」の次に「等」を加え、同表の７中「土間床等の外周」を「土間床等の外周部分の基礎」に改める。